



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

教育委員会事項

- 沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則 1
- 沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令 1
- 沖縄県立学校非常勤講師設置規程 2
- 県立高等学校就職支援員設置規程 3
- 小中アシスト相談員設置規程 4
- 巡回教育相談員設置規程を廃止する訓令 5
- 子どもと親の相談員設置規程を廃止する訓令 5
- 家庭教育支援リーダー設置規程 6
- 事務決裁規程の一部を改正する訓令 7

教育委員会事項

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県教育委員会
委員長 宮 城 奈 々

沖縄県教育委員会規則第3号

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「教科研修班、教育経営研修班及び特別支援教育班」を「教職研修に関する事務及び所長の指示する班」に改め、同条第3項中「理科研修班、産業教育班及びIT教育班」を「学校支援に関する事務及び所長の指示する班」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第1号

教 育 庁
教 育 機 関
県 立 学 校

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖縄県教育委員会
委員長 宮 城 奈 々

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令
沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員

会訓令第22号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「810円」を「870円」に改め、同条第2号中「820円」を「880円」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第2号

教 育 庁
県 立 学 校

沖縄県立学校非常勤講師設置規程を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県教育委員会
委員長 宮 城 奈 々

沖縄県立学校非常勤講師設置規程

(設置)

第1条 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例(昭和47年沖縄県条例第22号)第1条に規定する県立学校(以下「県立学校」という。)において教科に関する指導等を行うため、県立学校に沖縄県立学校非常勤講師(以下「非常勤講師」という。)を設置する。

(身分)

第2条 非常勤講師は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 非常勤講師は県立学校の校長(以下「校長」という。)の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童又は生徒に対する教科指導等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、学校教育に関する必要な事項について校長が必要と認め指示した事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 非常勤講師は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に基づく教員の相当免許状を有する者又は委嘱にかかる職の職務の遂行に必要な知識及び技能を有していると認められる者のうちから沖縄県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- 2 非常勤講師の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁学校人事課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 非常勤講師の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則(昭和47年沖縄県規則第111号)に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 非常勤講師の勤務場所は、教育庁学校人事課長が別に定める。

- 2 非常勤講師の勤務日数及び勤務時間は次のとおりとし、勤務する日及び1日当たりの勤務時間は校長が別に定める。
 - (1) 勤務日数は、1月につき20日以内とする。
 - (2) 勤務時間は、1週につき19時間以内とする。

(服務)

第7条 非常勤講師は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 非常勤講師は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 非常勤講師は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 非常勤講師は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 県教育委員会は、非常勤講師が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 非常勤講師として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、非常勤講師に関し必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第3号

教 育 庁
県 立 高 等 学 校

県立高等学校就職支援員設置規程を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県教育委員会
委員長 宮 城 奈 々

県立高等学校就職支援員設置規程

(設置)

第1条 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）第1条に規定する高等学校において、進路指導の充実を図るため、沖縄県立高等学校に県立高等学校就職支援員（以下「就職支援員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 就職支援員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 就職支援員は、沖縄県立高等学校の校長（以下「校長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 生徒の就職に関する個別相談に関すること。
- (2) 就職説明会に関すること。
- (3) 就職対策講座に関すること。
- (4) 就職指導の調査統計に関すること。
- (5) 職業紹介に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、就職指導、就職支援に関して校長が必要と認め指示した事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 就職支援員は、就職指導に関し専門的な知識と経験を有する者のうちから沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- 2 就職支援員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁県立学校教育課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 就職支援員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 就職支援員の勤務場所は、教育庁県立学校教育課長が別に定める。

- 2 就職支援員の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日は校長が別に定める。
- 3 就職支援員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

（服務）

第7条 就職支援員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 就職支援員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 就職支援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 就職支援員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

（解嘱）

第8条 教育委員会は、就職支援員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 就職支援員として不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

（補則）

第9条 この訓令に定めるもののほか、就職支援員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第4号

教 育 庁

小中アシスト相談員設置規程を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県教育委員会

委員長 宮 城 奈 々

小中アシスト相談員設置規程

（設置）

第1条 小中学生の不登校及び問題行動の未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決を図るため、教育事務所に小中アシスト相談員（以下「相談員」という。）を設置する。

（身分）

第2条 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

（職務）

第3条 相談員は、教育事務所の所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童生徒の不登校、問題行動等に関し、小中学校への巡回支援に関すること。
- (2) 児童生徒の不登校、問題行動等に関し、小中学校相互間並びに地域及び関係機関との連携に関すること。
- (3) 児童生徒の不登校、問題行動等に関し、児童生徒の話し相手及び悩み相談に関すること。
- (4) 児童生徒の不登校、問題行動等に関し、児童生徒の登校支援及び学習支援に関すること。
- (5) 児童生徒の不登校、問題行動等に関し、所長が必要と認め指示した事項に関すること。

（委嘱及び委嘱期間）

第4条 相談員は、生徒指導、教育相談等に関し専門的な知識と経験を有する者のうちから所長の推薦により沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- 2 相談員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁義務教育課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 相談員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 相談員の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日は所長が別に定める。

2 相談員の1日の勤務時間は、6時間とする。

3 相談員の勤務場所は、所長が別に定める。

(服務)

第7条 相談員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 相談員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 相談員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、相談員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内であっても解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務の執行を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 相談員として不適当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第5号

教 育 庁

巡回教育相談員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県教育委員会

委員長 宮 城 奈 々

巡回教育相談員設置規程を廃止する訓令

巡回教育相談員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第18号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第6号

教 育 庁

子どもと親の相談員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県教育委員会

委員長 宮 城 奈 々

子どもと親の相談員設置規程を廃止する訓令

子どもと親の相談員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第27号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第7号

教 育 庁

家庭教育支援リーダー設置規程を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県教育委員会

委員長 宮 城 奈 々

家庭教育支援リーダー設置規程

(設置)

第1条 家庭教育の改善充実を図るため、教育庁生涯学習振興課に家庭教育支援リーダー（以下「支援リーダー」という。）を設置する。

(身分)

第2条 支援リーダーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 支援リーダーは、教育庁生涯学習振興課長（以下「課長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 家庭教育の啓発及び広報に関すること。
- (2) 家庭教育に関する研修会、指導者講座等の開催に関すること。
- (3) 家庭教育に関する相談、情報提供等の支援に関すること。
- (4) 家庭教育の調査・研究に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、家庭教育に関し、課長が必要と認め、指示した事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 支援リーダーは、職務遂行に必要な知識、経験及び技術を有し、かつ、家庭教育支援、社会教育活動又はボランティア活動の経験を有する者のうちから沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 支援リーダーの委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 支援リーダーの報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 支援リーダーの1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日は課長が別に定める。

2 支援リーダーの勤務場所及び勤務時間は、課長が別に定める。

(服務)

第7条 支援リーダーは、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 支援リーダーは、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 支援リーダーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 支援リーダーは、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、支援リーダーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内であっても解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 支援リーダーとして不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、支援リーダーに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

沖縄県教育委員会教育長訓令第14号

教 育 庁

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 諸 見 里 明

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和53年沖縄県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「教育長、教育管理統括監、教育指導統括監、課長又は班長が」を削り、「最終的にその意思を「最終的な意思」に改め、同条第3号中「、課長又は班長を「、課長、別表に掲げる職にある者（以下「監等」という。）又は班長」に改め、同条第4号中「別表に掲げる職にある者（以下「監」という。）」を「監等」に、「代わつて」を「代わって」に改める。

第3条中「あつて」を「あって」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第4条の2第12号ア中「寄付」を「寄附」に改める。

第6条第37号エ中「寄付」を「寄附」に改める。

第11条第1号中「受入れ承認」を「受入承認」に改める。

第14条第2号及び第15条第2号中「あつ旋」を「あつ旋」に改める。

第16条中「各監」を「監等」に改め、同条第6号中「第6条第24号」を「第6条第25号」に改め、同条第7号中「第6条第25号」を「第6条第26号」に改める。

第19条第2項中「監」を「監等」に改める。

別表中 「特別支援教育監
生涯学習推進監」 を 「特別支援教育監
学力向上推進室長
社会教育推進監
生涯学習推進監」 に改める。

附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---